

前回は相続税の実地調査について、対象者の選ばれ方や税務署の情報源などをご説明しました。今回は実地調査当日の流れをご紹介します。

●事前に調査の目的を知って備えることが大事

実地調査の主な目的は、「故人の預金口座からの不明出金」「家族名義の金融資産」「土地評価の誤り」などの解明です。税理士に頼んでいけば土地評価の大きな誤りはあまりなく、ターゲットはほぼ「故人と家族の金融資産」だといえるでしょう。

税務署にとって実地調査のメリットは、①現場で資料などの現物をじかに確認し、②相続人に質問をぶつけて答えてもらい、リアルタイムで相手の反応を見られることです。

同じ実地調査でも、法人税や所得税なら、税務署は納税者側に保管義務のある帳簿などをチェックし、当事者である社長や本人にその場で疑問点を確認できます。しかし相続税は、納税者側に資料の保管義務はなく、既に故人もこの世にはいないため、「①現場での現物確認②相続人へのヒアリング」が調査の肝になるのです。相続人はあらかじめ、調査官に「何を見られるか」「何を聞かれるか」を知り、自宅内や資料の整理整頓と想定問答のリハーサルをしておくで安心です。

●当日のスケジュールと調査官が現場で確認する資料

当日のスケジュールと1日の流れは、以下の通りです。

【午前中】

朝 10 時、調査官が来訪。応接室やリビングに通し世間話をした後、調査開始。故人や家族について幅広く質問される。相続財産には直結していない（本当は直結している）軽め

の話題が多い。

【正午から1時間】

昼休み。調査官は必ず外で昼食をとる。相続人と税理士はその場で昼食を食べながら打ち合わせ。

【午後1時】

調査再開。自宅内の金庫、書斎の机、ダイニングや寝室の引き出しなどを見せてほしいと言われ、場所を移動。通帳、印鑑、各種権利証・証書・契約書、日記・手帳・メモ帳（調査官は、故人や家族の直筆メモを重視する）、住所録・電話帳、名刺ファイル、香典帳などを確認。すべての印鑑を朱肉なし・ありで2度押し、印影を取る（使用頻度を確認するため）。コピーやデジカメでの資料撮影も。故人や家族名義の貸金庫の有無をたずね、有る場合は調査官・相続人・税理士が手分けして銀行に行き、開扉して内容を確認する。

【午後4～5時】

時間内に資料確認が終わらない場合、税務署へ持ち帰るための預り証を作り、相続人に渡して調査終了。

なお、持ち帰った資料の検証後、追加で相続人に話を聞くため、調査官が再訪することもあります。ただ、最近はコロナ禍や人手不足の影響からか、午後1時の調査再開時に「実は、今回参りましたのは…」と、実地調査の目的を先に示されるケースがありました。主たる相続人が高齢で論点が明確な場合などは、従来の手順を踏襲せず効率的に進めるケースも増えているようです。

●調査官の質問とその狙い

単なる雑談やささいな質問も、調査官は必ず、申告もれを指摘する目的で行っています。重加算税の対象にならないよう、「ウソをつかない」「隠さない」が鉄則ですが、「聞かれたことだけに短く答える（聞かれて

いないことはしゃべらない）」ことも同じくらい重要です。本当に知らないことや覚えていないことは、正直にそう答えて問題ありません。

調査当日は一般的に、以下のような質問がなされます。

【故人（夫）について】

- ・ 生い立ち・経歴（実家からの相続や贈与、本人の稼ぎに見合う財産が申告されているか。少なすぎないか）
- ・ 性格・趣味（お金のかかる趣味や交友関係など、金融資産が少ないことに合理的理由はあるか。趣味用財産の申告もれはないか）
- ・ 病状（死因、体調悪化や認知症発症の時期や経過、入院期間や意識の有無など。いつまで預金の入出金・振込・意思決定などができたか。死期までに本人や家族が財産を隠す期間の余裕があったか）

【配偶者（妻）について】

- ・ 生い立ち・経歴・収入
 - ・ 実家からの相続や贈与
 - ・ 毎月の生活費の額・夫婦の負担割合・出金のタイミング・管理者・家計簿の有無
- （妻名義の財産は、実家からの相続や贈与、本人の稼ぎに見合うか。夫が原資の名義預金や贈与税の申告もれはないか）

【子や孫について】

- ・ 経歴・収入
 - ・ 今の家族構成や家族の経歴・収入
 - ・ 親や祖父母からの生活費・住居費・教育費の資金援助
- （子名義の財産は、子の稼ぎに見合うか。親や祖父母などが原資の名義預金や贈与税の申告もれはないか）

【その他】

- ・ 医療費の支払状況（死亡前の出金額に見合うか。現金のまま保有していないか）
- ・ 相続税の納税方法（親が子の分を負担していないか。していたら贈与）